

ロゴマークの表示方法等について

1. ロゴマークの表示方法に関する規定

- 環境技術実証事業実施要領において、ロゴマークは単独で用いず、「環境技術実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載することが求められている。
- 各分野別WGにおいて、「実証対象技術が小型であり、ロゴマークを貼付する際に物理的に表示できない」、また、「表現が後ろ向きでロゴマークを表示するメリットにならない」「エンドユーザーにとってもロゴマークの持つ意味が理解しにくい」との指摘があった。
- ロゴマークの表示方法を制限したことで、ロゴマークの普及を妨げられている可能性が高い。
- また、ロゴマークが一般的に認知されていないことによって、却って、実証事業の趣旨、ロゴマークの意味が理解されなくなっている可能性がある。

第 10 章 ロゴマークの使用

4. 表示方法

(2) 実証ロゴマークの遵守事項

- ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。
- ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。
 - * 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。
- ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。
- ④ 技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用いず、「環境技術実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載する。この記載は容易に識別できる大きさで表示すること。

※平成 22 年度環境技術実証事業実施要領より抜粋

2. 対応（案）

ロゴマークの表示方法を柔軟化し、ロゴマークを単独で用いることを可能とする。ただし、表示されない情報については、E T Vウェブサイトにおいて担保する。

（1）ロゴマークの表示方法の柔軟化

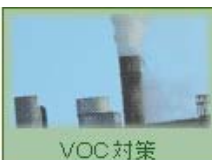
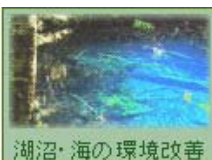
- 平成 22 年度環境技術実証事業実施要領から【技術の紹介等に用いる場合には、ロゴマークは単独で用いず、「環境技術実証事業の名前やロゴマークの使用は、この技術やその性能に関して、環境省等による保証・認証・認可等を謳うものではない」という旨をロゴマーク近傍に常に記載する。この記載は容易に識別できる大きさで表示すること。】を削除し、ロゴマークを単独で使用できるようにする。
- ロゴマークの表示方法を柔軟化することにより、ロゴマークの普及とそれに伴う実証事業の認知度向上が期待できる。

（2）E T Vウェブサイトを用いた情報伝達

- ロゴマークの不正使用を防ぐ必要があるため、ロゴマークに表示されているアドレス（<http://www.env.go.jp/policy/etv/>）からE T Vウェブサイトアクセスしてもらい、必要な情報（実証と認証は異なること等）が伝達されるようにする。
- （1）の措置により、実証事業の認知度が向上すれば、実証事業の趣旨、ロゴマークの意味についても社会に浸透し、ロゴマークの不正使用を防止することにも資する。
- E T Vウェブサイトの改正イメージは別紙のとおり。

<ポイント>

- ・ 環境技術実証事業の趣旨等を積極的にアピールする。


[環境技術を探す\(実証試験の結果はこちらから\)](#)
[実証結果一覧表はこちらから](#)


環境技術実証事業とは

既に実用化され、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合があります。

環境技術実証事業とは、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業です。環境技術実証事業で実証を行った技術には、環境技術実証事業ロゴマークを交付しています。

環境技術実証事業

[申請する
\(実証申請者\)](#)
[参加する
\(実証機関、実証運営機関\)](#)
[もっと知る](#)
[報道発表資料](#)
[特集ページ](#)
[Q&A](#)
[リンク](#)
[English](#)

実証とは

- 「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいいます。
- 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものです

TOPICS

- [平成23年度環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野\(建築物外皮による空調負荷低減等技術\)における実証運営機関の募集について\(お知らせ\)\(3/3報道発表資料\)\(環境省HPへ\)](#)

(参考)

現行のトップページ (<http://www.env.go.jp/policy/etv/>)

環境省 環境技術実証事業

| HOME | サイトマップ | お問い合わせ |



環境技術を探す(実証試験の結果はこちらから)

実証結果一覧表はこちらから



自然地域トイレ



排水処理



湖沼・海の環境改善



VOC対策



ヒートアイランド対策



化学物質の測定



環境技術実証事業

申請する
(実証申請者)

参加する
(実証機関、実証運営機関)

もっと知る

報道発表資料

特集ページ

Q&A

リンク

English

TOPICS

- [平成22年度環境技術実証事業検討会の開催について\(お知らせ\) \(3/8報道発表資料\) \(環境省HPへ\)](#)
- [平成22年度環境技術実証事業検討会 VOC簡易測定技術分野ワーキンググループ会合\(第2回\)の開催について\(お知らせ\) \(3/8報道発表資料\) \(環境省HPへ\)](#)
- [平成22年度環境技術実証事業検討会 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野ワーキンググループ会合\(第2回\)の開催について\(お知らせ\) \(3/8報道発表資料\) \(環境省HPへ\)](#)
- [環境技術実証事業 湖沼等水質浄化技術分野における実証運営機関の公募について\(お知らせ\) \(3/8報道発表資料\) \(環境省HPへ\)](#)

..more >

更新履歴

- 「公募情報が更新されました」
 - 湖沼等水質浄化技術分野 -
 - 自然地域トイレし尿処理技術分野 -
- 「検討会情報を更新しました」
 - VOC簡易測定技術分野 -
 - 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 -

..more >



環境技術実証事業とは

既に適用可能な段階にあり、有用と思われる先進的環境技術でも環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために、地方公共団体、企業、消費者等のエンドユーザーが安心して使用することができず、普及が進んでいない場合があります。

環境技術実証事業とは、このような普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証する事業です。

本事業の実施により、ベンチャー企業等が開発した環境技術の普及が促進され、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることが期待されます。

※このホームページでは、[環境省](#)から「環境技術実証事業」に関する情報を提供します。事業の進行にあわせ、順次情報を追加・更新することにより充実させて参ります。ぜひ御活用ください。
※[本サイトへのリンクについて](#)